

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 添加物部会

日時 平成20年10月22日(水)  
15時00分～17時00分まで  
場所 中央合同庁舎5号館  
共用第8会議室(6階国会側)

## 議事次第

### 1 議題

- (1) 2-エチルピラジンの添加物指定の可否について
- (2) 2-メチルピラジンの添加物指定の可否について
- (3) ネオテームの成分規格の一部改正について

### 2 その他

## 資料一覧

- 資料 1-1 2-エチルピラジンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 1-2 2-エチルピラジンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 資料 1-3 2-エチルピラジンを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
- 資料 2-1 2-メチルピラジンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 2-2 2-メチルピラジンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 資料 2-3 2-メチルピラジンを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
- 資料 3-1 ネオテームの成分規格の一部改正の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 3-2 ネオテームの成分規格の一部改正の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 資料 3-3 ネオテームの成分規格の一部改正に関して「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」への該当性について
- 報告資料 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について